



○公 告

次のとおり落札者を決定した。

平成14年6月6日

長野県立須坂病院長 金 児 猛 夫

- 1 落札に係る役務
長野県立須坂病院清掃業務委託一式
- 2 契約に関する事務を担当する所の名称及び所在地
 - (1) 名 称 長野県立須坂病院
 - (2) 所在地 須坂市大字須坂1332
- 3 落札者を決定した日
平成14年3月28日
- 4 落札者の名称及び所在地
 - (1) 名 称 株式会社岩野商会
 - (2) 所在地 長野市大字北長池2051番地
- 5 落札金額
34,650,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 入札公告を行った日
平成14年2月14日

医務課県立病院室

○公 告

次のとおり落札者を決定した。

平成14年6月6日

長野県立こども病院長 石曾根 新 八

- 1 落札に係る役務
長野県立こども病院清掃業務委託一式
- 2 契約に関する事務を担当する所の名称及び所在地
 - (1) 名 称 長野県立こども病院
 - (2) 所在地 南安曇郡豊科町大字豊科3100
- 3 落札者を決定した日
平成14年3月28日
- 4 落札者の名称及び所在地
 - (1) 名 称 株式会社日本ビルシステムズ
 - (2) 所在地 上田市天神2丁目1番22号
- 5 落札金額
16,953,300円
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 入札公告を行った日
平成14年2月14日

医務課県立病院室

○公 告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定により、特定非営利活動法人の設立の認証申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成14年6月6日

長野県知事 田 中 康 夫

1 申請のあった年月日

平成14年5月27日

2 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人 ウォーキング普及協会オウルプロ

3 代表者の氏名

酒井 浩 文

4 主たる事務所の所在地

下伊那郡豊丘村大字神稲8625番地2

5 定款に記載された目的

この法人は、競歩競技の知識を生かして、広く国民に対し、ウォーキングを通じた健康づくりの普及・競歩競技の普及及びその指導者の育成に関する事業を行い、もって国民の健康保持・増進・疾病の予防及び子供たちの健全育成並びに競歩競技の振興に寄与することを目的とする。

生活文化課

○公 告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第5条第1項の規定による新設の届出があったので、同条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出書及び添付書類を縦覧に供する。

なお、同法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができる。

平成14年6月6日

長野県知事 田 中 康 夫

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

アクロスプラザ佐久

佐久市岩村田字西長塚1735-1ほか

2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所

大和情報サービス(株)

東京都台東区上野7-14-4

3 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所

日本トイザラス(株)

神奈川県川崎市堀川町580 ソリッドスクエア西館

(株)ファーストリテイリング

山口県山口市佐山717-1

4 大規模小売店舗の新設をする日

平成15年1月17日

5 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

3,762平方メートル

6 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

(1) 駐車場の収容台数 185台

(2) 駐輪場の収容台数 100台

(3) 荷さばき施設の面積 204平方メートル

(4) 廃棄物等の保管施設の容量 27立方メートル

7 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

(1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

開店時刻 午前10時

閉店時刻 午後9時

(2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

午前9時30分から午前0時まで

(3) 駐車場の自動車の出入口の数 4か所

(4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

午前8時から午後3時まで

8 届出年月日

平成14年5月16日

9 届出書及び添付書類の縦覧の場所

長野県商工部産業振興課又は長野県佐久地方事務所商工課

10 縦覧の期間

平成14年6月6日から平成14年10月7日まで

11 意見書の様式

長野県大規模小売店舗立地法事務取扱要綱(平成12年5月19日付け12産振第137号)

様式第8号による。

12 意見書の提出先

長野県商工部産業振興課又は長野県佐久地方事務所商工課

産業振興課

○公 告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）附則第5条第1項の規定による変更の届出があったので、同法第6条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出書及び添付書類を縦覧に供する。

なお、同法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができる。

平成14年6月6日

長野県知事 田 中 康 夫

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

カタクラモール

松本市中央4-9-43

2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所

片倉工業(株)

東京都中央区京橋3-1-2

3 変更しようとする事項

(1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

小 売 業 者	変 更 前	変 更 後
イオン(株)	開店時刻 午前10時 (年間60日 午前9時) 閉店時刻 午後9時	開店時刻 午前9時 閉店時刻 午後11時

(2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

変 更 前	変 更 後
午前9時30分から午後9時30分まで 〔年間60日 午前8時30分から 午後9時30分まで〕	午前8時30分から午後11時30分まで

4 変更する年月日

平成14年5月21日

5 届出年月日

平成14年5月9日

- 6 届出書及び添付書類の縦覧の場所
長野県商工部産業振興課又は長野県松本地方事務所商工課
- 7 縦覧の期間
平成14年6月6日から平成14年10月7日まで
- 8 意見書の様式
長野県大規模小売店舗立地法事務取扱要綱(平成12年5月19日付け12産振第137号)
様式第8号による。
- 9 意見書の提出先
長野県商工部産業振興課又は長野県松本地方事務所商工課

産業振興課

○公 告

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)附則第5条第1項の規定による変更の届出があったので、同法第6条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出書及び添付書類を縦覧に供する。

なお、同法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができる。

平成14年6月6日

長野県知事 田 中 康 夫

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
南信ショッピングセンター
飯田市上郷飯沼1616ほか
- 2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所
丸武鉄工(株)
飯田市上郷別府176-1
- 3 変更しようとする事項
(1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

小売業者	変更前	変更後
イオン(株) (株)こやま 丸正(株) エステール(株) (株)一真堂金属店 (株)一真堂メガネ店 ジャスフォート(株) (株)丸中中根園 (株)マツザワ (株)たけうち (株)システムジュウヨン (株)ニューステップ (株)ブックバーン	開店時刻 午前10時 (年間120日 午前9時) 閉店時刻 午後9時	開店時刻 午前9時 閉店時刻 午後11時

(2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

変更前	変更後
午前9時30分から午後9時30分まで 〔年間120日 午前8時30分から〕 〔午後9時30分まで〕	午前8時30分から午後11時30分まで

4 変更する年月日

平成14年5月21日

5 届出年月日

平成14年5月9日

6 届出書及び添付書類の縦覧の場所

長野県商工部産業振興課又は長野県下伊那地方事務所商工課

7 縦覧の期間

平成14年6月6日から平成14年10月7日まで

8 意見書の様式

長野県大規模小売店舗立地法事務取扱要綱(平成12年5月19日付け12産振第137号)様式第8号による。

9 意見書の提出先

長野県商工部産業振興課又は長野県下伊那地方事務所商工課

産業振興課

○公 告

家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第13条第1項の規定による、家畜伝染病発生の報告が次のとおりあった。

平成14年6月6日

長野県知事 田 中 康 夫

発生した家畜伝染病の種類	家畜の種類	発生年月日	患畜疑似患畜の区分	発生頭数	発生の場所又は区域
ヨ－ネ病	牛	平成14年5月23日	疑似患畜	1	須坂市

畜 産 課

○公 告

県営野底洞地区土地改良事業計画を定めたので、次のとおり縦覧に供する。

平成14年6月6日

長野県知事 田 中 康 夫

- 1 縦覧に供する書類
県営野底洞地区土地改良事業計画書の写し
- 2 縦覧の期間
平成14年6月7日から7月4日まで
- 3 縦覧の場所
伊那市役所

土 地 改 良 課

○公 告

県営下河原地区土地改良事業計画を定めたので、次のとおり縦覧に供する。

平成14年6月6日

長野県知事 田 中 康 夫

- 1 縦覧に供する書類
県営下河原地区土地改良事業計画書の写し
- 2 縦覧の期間
平成14年6月7日から7月4日まで
- 3 縦覧の場所
上伊那郡宮田村役場

土地改良課

○公 告

平成14年5月29日、中野市西部土地改良区の定款変更を認可した。

平成14年6月6日

長野県知事 田 中 康 夫

土地改良課

○公 告

平成14年5月29日、長野県埴科郡土地改良区の定款変更を認可した。

平成14年6月6日

長野県知事 田 中 康 夫

土地改良課

○公 告

平成14年5月23日、飯田市による川路地区の土地改良事業の施行について同意した。

平成14年6月6日

長野県下伊那地方事務所長 村 山 武 夫

土地改良課

○公 告

平成14年5月23日、山ノ内町による坪根地区の土地改良事業の施行について同意した。

平成14年6月6日

長野県北信地方事務所長 小 林 一 美

土地改良課

○公 告

次のとおり一般競争入札に付します。

平成14年6月6日

長野県議会事務局長 三 木 一 徳

1 入札に付する事項

- (1) 借入をする物品等及び数量
会議録検索システム用サーバ等 一式
- (2) 物品等の特質
入札説明書及び仕様書による。
- (3) 借入期間
平成14年8月1日から平成15年3月31日まで
- (4) 借入場所
入札説明書及び仕様書による。
- (5) 入札方法
借入物品の1月当たりの賃借料について行う。

なお、落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該加算した金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額）をもって落札価格とするので、入札者は消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札に参加する者に必要な資格

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の4第1項又は財務規則（昭和42年長野県規則第2号。以下「規則」という。）第120条第1項の規定により入札に参加することができないとされた者でないこと。
- (2) 一般競争入札又は指名競争入札に参加する者の資格（昭和59年長野県告示第60号）の別表の「その他の契約」に格付けされている者であること。
- (3) 長野県総務部長から、管理その他の委託及び物品購入等入札参加資格者に係る指名停止要領（平成11年4月1日付け11管第35号）に基づく指名停止を受けている期間中の者でないこと。

3 入札説明書の交付場所、契約条項等を示す場所及び問い合わせ先

長野市大字南長野字幅下692-2
長野県議会事務局議事課
電話 026 (235) 7413

4 入札手続等

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨

(2) 入札説明会

実施しない

(3) 入札及び開札の日時及び場所

ア 日 時 平成14年6月17日(月) 午後2時

イ 場 所 長野県庁議会棟3階 第2特別会議室

(4) 郵送による場合の入札書の受領期限及び提出場所

ア 日 時 平成14年6月14日(金) 午後5時

イ 場 所 長野県庁議会棟(専用郵便番号380-8570)

長野県議会事務局議事課

(5) 入札保証金

政令第167条の7第1項に規定する入札保証金を、別に定める期限までに納付すること。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第127条各号に該当する場合は、この限りでない。

(6) 契約保証金

政令第167条の16第1項に規定する契約保証金を、別に定める期限までに納付すること。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第143条各号に該当する場合は、この限りでない。

(7) 入札の無効

規則第129条各号に該当する入札書は無効とする。

(8) 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内に達した入札であって、最低の価格をもってした者を落札者として決定する。

5 その他

詳細は入札説明書による。

議 事 課

平成14年6月6日発行 長野県報(毎週月・木曜日発行。ただし、休日の場合は翌日)
大正2年10月16日第3種郵便物認可(購読料(送料とも)1か月2,038円)



みんなのために 未来のために

NAGANO

さわやかな 心のふれ合い 助け合い

発行所 長野県総務部法規学事課印刷係

〒380-8570 (県庁専用番号)

長野市大字南長野字幅下692の2

電話 026(235)7061



古紙配合率70%

白色度70%再生紙を使用しています